

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	子どもの学習・生活支援事業（教室拡充）		
予算額	17,504	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に見られる「貧困の連鎖」を防止するため、当該世帯の児童・生徒を対象に学習支援事業を行う。併せて、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を推進する。</p> <p>受講希望者の増加に伴い、拠点（ミライ教室）の増設を行い、事業の充実を図る。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>基本内容（予算額11,901千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キララ教室 田辺教室 定員20名（小5～高3）</li> <li>・ミライ教室 田辺教室 定員24名（中2・中3） 三山木教室 定員21名（中2・中3）</li> </ul> <p>支援等内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学習支援</li> <li>(2) 居場所での相談支援</li> <li>(3) 日常生活習慣の形成</li> <li>(4) 社会性の育成</li> <li>(5) 体験活動等</li> <li>(6) 高校生世代への支援</li> <li>(7) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等</li> <li>(8) 巡回支援等を通じた世帯全体への支援</li> </ol> <p>令和6年度拡充の内容（予算額5,603千円）</p> <p>ミライ教室の田辺教室を1室(24名)から2室(38名)へ増設し、受講希望者の増加に対応する。</p>		
担当所属名	保健福祉部 社会福祉課	直通電話番号	63 - 1127

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	定額減税調整給付事業		
予算額	378,680	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>(対象世帯) 定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる所得税/住民税の納税義務者（5,566世帯）</p> <p>(給付金額) 上回ると見込まれる額（1万円単位）</p> <p>(支給開始) 調整中</p>		
担当所属名	健康福祉部 社会福祉課	直通電話番号	63 - 1127

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	低所得世帯化補足給付事業		
予算額	(社会福祉課所管分) 76,005 (子育て支援課所管分) 9,073	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、「住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行う。 併せて、対象世帯のうち子育て世帯に対しこども加算を支給することにより、低所得の子育て世帯を支援する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>(対象世帯) 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 (140世帯・見込み) 令和6年度新たに住民税非課税世帯となる世帯 (610世帯・見込み)</p> <p>(給付金額) 10万円</p> <p>(支給開始) 調整中</p> <p>*こども加算 (対象) 上記対象世帯のうち18歳以下の児童を養育している世帯(165世帯)</p> <p>(給付金額) 対象児童1人につき5万円</p> <p>(支給開始) 調整中</p>		
担当所属名	健康福祉部 社会福祉課 こども未来部 子育て支援課	直通電話番号	63 — 1127 64 — 1376

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	障がい者就労支援事業		
予算額	13,000	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">田辺公園を拠点として、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>○事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">田辺公園を障がいのある人の就労訓練・支援の場として活用し、障がい者雇用の理解を広め、多くの企業等での受け入れ体制の整備や障がい者雇用の拡大を図る。</p> <p>○委託内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労支援事業所向けの研修（供用開始前）</li> <li>(2) 事業者及び一般就労雇用支援業務</li> <li>(3) 公園業務従事者相談業務</li> <li>(4) 一般就労者相談業務</li> <li>(5) 障がい者の雇用・就労・職域の拡大に向けた就職相談会等の開催</li> <li>(6) 事業者と市内事業所間における相互調整</li> <li>(7) その他市が必要と求める事項</li> </ol>		
担当所属名	健康福祉部 障がい福祉課	直通電話番号	64 - 1372


## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	日常生活用具給付事業（視覚障害者音声血圧計追加）		
予算額	300	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することとしているが、一部の種目について対象者の拡大を行う。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">身体障害者、知的障害者、精神障害者等に給付する日常生活用具に視覚障害者用の音声血圧計を追加する。 （日常生活用具の品目によって対象となる障害の部位及び等級などが定められている。）</p> <p style="padding-left: 20px;">・自己負担 基準額内について、1割負担。 （ただし、非課税世帯の方は、基準額内について無料。）</p>		
担当所属名	健康福祉部 障がい福祉課	直通電話番号	64 - 1372

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	高齢者補聴器購入費助成事業		
予算額	800	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>聴力機能の低下により日常生活に支障のある高齢者が補聴器を装着することにより、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下等を防ぐとともに、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>○ 事業概要</p> <p><b>【交付対象者】</b> ①～④をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 65歳以上の京田辺市民</li> <li>② 聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方</li> <li>③ ア) 両耳の聴力レベルの平均値が40dB以上70dB未満の方 イ) アには該当しないが一側耳の聴力レベルが著しく低く、補聴器が必要であると医師に判断された方</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ 指定医が作成した医師意見書が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 市税の滞納のない方</li> </ul> <p><b>【補助内容】</b> 購入費の1/2を補助。20,000円を上限とする。</p>		
担当所属名	健康福祉部 高齢者支援課	直通電話番号	63 - 1307

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	シルバー人材センター・地域活性化事業		
予算額	1,200	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>高齢者を対象に、シルバー人材センターの会員向けサークル活動等を一般開放することで、地域の高齢者の活性化につなげるとともに、開放の場が地域の居場所となることで、相互の助け合いを広げ介護予防につなげる。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みづくりとして、シルバー人材センターの会員向け活動の一般開放をすすめ、地域の高齢者の集いの場とすることに対して必要経費を補助する。</p> <p>場所：いきいきサポートセンターの一室を利用予定 回数：週3回程度 内容：卓球の会、将棋サークル、絵手紙サークル、おしゃべり会（珈琲の会）、スマホを楽しく学ぶ会、歌声喫茶、健康麻雀、映画鑑賞会等</p> <p>※同室において住民主体による通所型サービスを実施（週1回程度）。併せて住民主体による訪問型サービスも実施。</p>		
			
担当所属名	健康福祉部 高齢者支援課	直通電話番号	63 - 1307

## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	胃がん検診事業(胃内視鏡検診の導入)		
予算額	7,102	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">胃がんを含む疾病等の早期発見・早期治療の促進により胃がんの死亡率の減少につなげ、市民の健康の保持増進に役立てる。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">令和5年度より開始される京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度に参画し、府内広域での個別内視鏡検診を実施する。 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」より、胃内視鏡検査における対象年齢は50歳以上・受診間隔は2年に1回とし、胃エックス線検査においては、当分の間、40歳以上へ実施可とされていることから、対象年齢は40歳以上・受診間隔は内視鏡検診と同様に2年に1回とする。</p> <p>○ 実施方法</p> <p style="padding-left: 20px;">＜内視鏡検診＞個別方式（京都府医師会へ委託） ＜エックス線検診＞集団方式（委託業者は入札にて決定） 検診希望者による申込制。対象者には受診票を送付し、受診する。 自己負担金は、内視鏡検診3,000円、エックス線検診500円。ただし、70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留法人等支援給付世帯については申出により自己負担金は無料。</p>		
担当所属名	健康福祉部 健康推進課	直通電話番号	64 - 1335



## 令和6年度 当初予算主な事業

事業名	歯周疾患検診事業（20歳・30歳拡充分）		
予算額	658	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たす。歯周疾患を予防することは、歯の喪失の予防のみでなく、全身の健康にもつながる。定期的な歯科検診の機会を通じて歯・口腔の健康の保持・増進を図る。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>健康増進法第19条の2に基づき、40・50・60・70歳の方を対象として歯周疾患検診を実施している。</p> <p>現行の制度では、多くの方は高校を卒業後、40～70歳の10歳刻みの者を対象に実施する歯周疾患検診まで歯科検診を受診する機会が無い。</p> <p>対象を20歳・30歳に拡充することで、生涯を通じた切れ目のない歯科検診を実現し、歯・口腔の健康の保持・増進につなげる。</p> <p>○ 実施方法</p> <p>個別方式（京都府山城歯科医師会へ委託）</p> <p>20・30・40・50・60歳の全住民および70歳の希望者に、受診票・検診票を送付する。受診者は、医療機関において検診を受診する。自己負担金は無料。</p>		
担当所属名	健康福祉部 健康推進課	直通電話番号	64 - 1335